

加古川市立幼稚園の今後の幼稚園のあり方【概要版】

1 これまでの経緯

(1) 2年保育の実施

平成13年度から9地区（当時の公民館エリア）各1園で2年保育を実施その後順次実施園を拡充し、平成24年に全園で実施

(2) 統廃合等

- ・志方地区
平成14年に志方地区3幼稚園を統合し、「しかた幼稚園」を開園
- ・両荘地区
平成16年に平荘幼、上荘幼を統合し、「両荘幼稚園」を開園
- ・山手地区（平成17年度）
平成17年4月に神野幼、八幡幼、陵北幼を統合し、「やまて幼稚園」を開園

(3) 認定こども園化

加古川市立幼稚園及び保育園の今後の運営について明確にするために平成27年9月に策定された「加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園化推進方針」に基づき、平成29年度には「しかた幼稚園」、平成30年度には「川西幼稚園」、令和元年度には「東神吉幼稚園」を幼保連携型認定こども園に移行した。

3 市立幼稚園の役割

(1) 幼児教育の研究の推進

- ・新しい課題に対応した先進的幼児教育の実践
- ・適正規模の園児数を確保し、協同性をはぐくむ援助のあり方や地域社会と連携した教育活動のあり方等についての取組を推進
- ・特別な配慮を要する幼児への積極的な対応など、個に応じた援助のあり方等についての研究を推進
- ・幼児教育に関する調査研究や実践研究を広く発信し、専門的な知見等の豊富な実務経験を有し、指導できる人材の育成
- ・保護者や一般市民に向けて、幼児教育の重要性を啓発する機会の提供

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための「加古川市就学前教育カリキュラム」を実践し、その成果を認定こども園・保育所等に啓発普及していく。

(3) 特別支援教育の実施

発達に課題があり基本的な生活習慣が身についておらず、養育環境に不安があるなど、特別な支援を必要とする子どもの受け入れに取り組むとともに、特別支援ルームを設置し、通級教室によるきめ細かな支援を行う。

(4) 幼児教育の機会均等を保つための相互補完機能

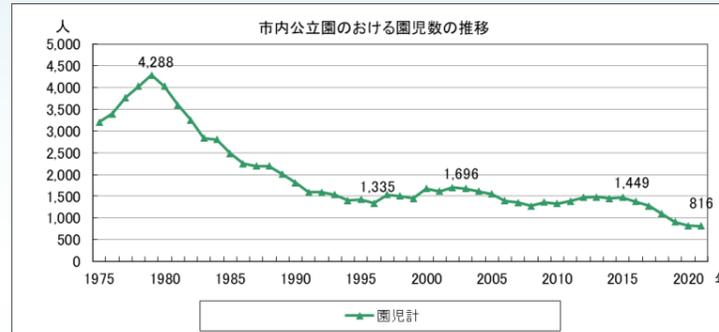
私立認定こども園や幼稚園が十分に足りていない地域においては、市立幼稚園がその受け皿となる。現在の市立幼稚園の周辺の幼児教育に対するニーズをとらえるとともに、需要と供給のバランスがとれているかを精査する。

2 現状及び課題

(1) 認定こども園の整備等に伴う園児数の減少

幼児教育・保育の無償化等による保護者ニーズの変化など、公立幼稚園を取り巻く環境が大きく変化している。就学前児童数は子ども・子育て支援新制度移行前の平成26年度が14,730人、令和3年度(4/1)が11,643人と3,087人減少（H26比▲21.0%）しているのに対し、園児数は平成26年度が1,449人、令和3年度が753人と696人減少（H26比▲48.0%）している。

○公立幼稚園等の園児数の推移



(2) 3年保育の実施

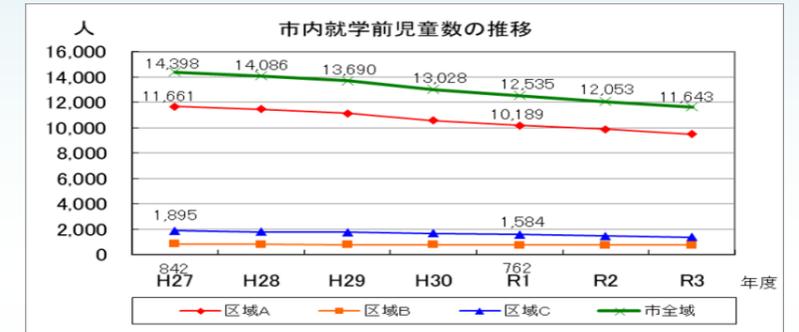
就学前教育施設の充実を図るため、令和3年度から市立幼稚園5園で3年保育を実施している。

○加古川幼、野口幼、尾上幼、平岡南幼、やまて幼

(3) 預かり保育の利用ニーズの上昇

第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画における「地域子ども・子育て支援事業」のうち、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込みは現在の利用人数を大幅に超過している。

○市内就学前児童数の推移



(4) 特別な支援が必要な就学前児童数の増加及び症状の重度化・重複化

就学前児童数が減少し続ける一方で、特別な支援を必要とする子どもの数は、年々増加する傾向にある。

○公立幼稚園特別支援ルーム入級者数の園児数に対する割合

	H28	H29	H30	R1	R2
割合	8.4%	10.5%	9.2%	9.2%	12.1%

(5) 職場環境の変化

近年、定年退職を除く幼稚園教諭退職者が多い。要因としては、書類作成の負担や園の小規模化に伴う職員一人あたりの負担が増加。全体的に休暇もとりにくい状況である。

4 今後の方針について

(1) 幼稚園の再編の検討

望ましい集団規模の確保を図り、老朽化等に対応した公立幼稚園の統廃合を進める。

◆望ましい集団規模

公立の幼稚園は就学前教育の場として、幼稚園生活や遊びを通して、周囲の環境に積極的にかかわる意欲や態度を育むとともに、集団をすることによって社会性や協同性を育み、道徳性や規範意識の芽生えを促していくことから、ある程度の集団規模が必要である。

⇒ 3歳児は20人以下、4、5歳児は20人以上が1学級の望ましい人数とする。

(2) 3年保育の実施

3歳児の提供体制の不足が見込まれる区域Aにおいて、3歳児保育の拡充の必要性について検討する。

(3) 預かり保育の拡充

預かり保育の実施基準を緩和し、長期休業中の預かり保育を各園の実情に応じた内容で検討し、試行的に実施する。

(4) 特別支援教育体制の充実

特別な支援を要する園児の受入体制を充実していく。介助員を配置し、幼児教育士と連携をして幼児の指導を行う。また、軽度の医療的ケア児の受け入れについて検討する。

(5) 業務及び人員配置の見直し

人員配置の見直しや業務改善を行い、幼児教育士の負担軽減、業務量の適正化を図る。

5 スケジュール

令和3年度

- 5月～ 園長会 協議
- 8月 教育委員会委員協議会
- 9月 7日 常任委員会
- 9月21日～
パブリックコメント
- 10月 令和4年度園児募集
- 12月 公立幼稚園のあり方策定